

## 報告・協議 4 令和 2 年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 4、令和 2 年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、河北義務教育指導課長、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

河北義務教育指導課長： それでは、報告・協議 4、令和 2 年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について説明いたします。

それでは、資料 1 を御覧ください。こちらは、県立義務教育諸学校で令和 2 年度に使用する教科用図書の選定状況の一覧でございます。これら教科用図書の選定状況につきましては、8 月 5 日に広島県教科用図書選定審議会から、「いずれの学校も十分な調査研究を行い、適切に判断している」との御意見を頂きました。

続いて、県立中学校で使用する教科用図書の選定状況について御説明いたします。

資料に入ります前に、義務教育諸学校の教科用図書の採択について説明いたします。「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は 4 年とする」という規定がございます。中学校は、今年度が採択替えの年となります。また、令和 2 年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、今回の検定に新たな教科書の申請がなかったため、前回の検定に合格した教科書から採択することになります。そのため、今年度採択する中学校用教科用図書については、発行者によって一部訂正された箇所はあるものの、基本的には 4 年前に調査研究を行った教科書と変わっておりません。

なお、「特別の教科 道徳」につきましては、今年度から新たな教科として中学校で全面実施されたことに伴い、昨年度採択された教科書を 2 年間使用することとなっておりますので、今年度、採択替えはございません。

それでは、県立中学校 3 校につきまして説明いたします。

県立中学校 3 校の資料につきましては、資料 2、資料 3、資料 4 になります。3 校ともそれぞれ校内に選定会議を設置し、全ての発行者の教科用図書について調査研究を行い、総合的に判断した上で教科書の選定を行いました。

資料 2 を御覧ください。こちらの 1 ページ目に、その中身を載せておりますが、こちらにありますように、3 校の資料はいずれもこちらの 7 種の資料となっております。特に枝番になっております 4、5、6、7 につきましては、前回の採択時点の教科書の記載内容からの変更点を中心に見直しを行いました。3 校とも、全ての教科において前回から調査研究結果の変更はなく、したがって、教科用図書の選定状況も前回と同様となっております。

三浦特別支援教育課長： 続きまして、令和 2 年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択について御説明申し上げます。

資料 1 の 1 ページ及び 2 ページを御覧ください。特別支援学校小学部における教科書の選定結果は、御覧のとおりです。

選定状況の詳細につきましては、資料 5 及び別紙資料として教科書のコピーしたものがございますので、両方を用いて御説明いたします。

まず、資料 5、1 ページを御覧ください。特別支援学校で使用する小学校用教科用図書の調査研究についてです。教科書選定に当たり、各校では、選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行いました。

これから障害種別ごとに詳細を御説明いたしますが、時間の都合上、特徴的な例を一つ挙げて説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。これは、視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校です。視覚障害特別支援学校では、点字教科書を使用する児童、拡大教科書を使用する児童、及び通常の教科書を、レンズ等を使用して使用する児童が在籍するため、点字教科書が発行される教科書につきましては、原則点字教科書の原典となる発行者を選定いたします。

次に、聴覚障害特別支援学校である広島南特別支援学校、尾道特別支援学校、呉南特別支援学校についてでございます。3 校は合同で調査研究を行い、聴覚障害に適した教科書を選定しております。

7 ページを御覧ください。広島南特別支援学校を例に御説明いたします。教科書をコピーしております別紙資料 1 ページも併せて御覧いただきたいと思います。表の一番下、英語科の教科書として「東書」を選定しています。品詞を色分けしている箇所が多く、

視覚的に文法をつかみやすいこと、学習のめあてが10文節以下で端的に示されているなどを理由として挙げております。マーカーで色分けされていると思うのですが、本来の教科書は、こちらのカラーでこの品詞のところが色分けをさせていただきます。

また、最近の教科書におきましては、中央の上部にQRコードが付いていて、そのQRコードに接続いたしますと、出版社のコンテンツに行き着きまして、動画とか画像、音声などが見られるということで、教科書選定の要素として加味しながら、各学校が選定されているという記述もございます。とりわけ肢体不自由であるとか、病弱であるとかというような学校に非常に有効で、その辺りを参考にされているということでございます。

続きまして、次に、肢体不自由特別支援学校である広島、福山、西条特別支援学校の選定状況でございます。この3校も、肢体不自由の観点から、3校合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定しています。

10ページを御覧ください。広島特別支援学校を例に御説明いたします。教科書のコピーの方も併せて、2ページを御覧ください。表の一番上、音楽科の教科書として「教芸」を選定しています。教科書の方で言いますと、資料の右側が「教芸」の教科書となっています。折込ページが少ないこと、文字が大きく見やすいことなど、肢体不自由のある児童が学習しやすいことを理由に挙げております。

続きまして、11ページを御覧ください。病弱特別支援学校である広島西特別支援学校の選定状況です。表の一番上、国語科の教科書として「光村」を選定しています。教科書のコピーの3ページも併せて御覧ください。選定理由として、情報機器の活用や健康に関わる内容を扱っていること、絵や写真が豊富に掲載されていることなど、病弱の児童の実態に応じた内容であることを理由にしております。

続きまして、特別支援学校中学部で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書の選定状況について御説明いたします。

資料1の3ページをお開きください。中学校用教科書につきましては、今年度、「特別の教科 道徳」を除く全教科の採択の年に当たりますけれども、今年度採択した教科書は来年度1年間のみ使用となります。

各校では、県教育委員会が作成した選定資料等や、4年間の使用実績を踏まえて調査研究を行い、その結果、どの学校も全ての教科について、現在使用している発行者を選定しています。選定理由は、資料6にお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、資料7を用いまして、知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における著作教科書及び一般図書の選定状況について御説明いたします。

資料7の1ページを御覧ください。中央の表にございますように、知的障害のある児童生徒の国語、算数・数学、音楽につきましては、知的障害者用の文部科学省著作教科書を選定いたします。著作教科書の使用が適切でない場合や、著作教科書が発行されていない教科の場合は、市販の絵本等の一般図書を選定いたします。

2ページを御覧ください。各校は、ここに示す観点に基づき、選定資料や見本本を参考に調査研究を行います。

3ページを御覧ください。一般図書の選定状況でございます。選定冊数等は昨年度とほぼ変わりません。

4ページ以降に選定した一般図書の一覧を示しております。

ページ飛びまして、14ページを御覧ください。あわせて、先ほどの教科書のコピーの4ページを御覧ください。知的障害特別支援学校である三原特別支援学校を例に御説明いたします。

知的障害のある児童は、児童の生活に結び付いた学習活動が展開できるような分かりやすい内容で、かつ各教科の目標・内容と適合した図書を選定する必要があります。

14ページの表の2段目、生活科の教科書として、くもん出版の「はとのクルックのとけいえほん」を選定しています。自分で時計を動かせる仕組みとなっており、時間を視覚的に確認しながら学習することで、自立した生活に向けて、日課に沿って見通しを持って行動する力を養うことができることを理由に挙げております。

これが実際の絵本ですけれども、このように自分で時計を動かす。音のしない絵本もあるのですが、これはカチカチ音がするというので、自分で動かしているという実感を持てるのではと思います。

他教科におきましても、児童の生活に身近な内容や、理解しやすい工夫のある図書を

選定しています。

本日頂いた意見を踏まえて、8月31日までに教育長が決裁し、採択が決定いたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 先ほど英語のところ、QRコードがあるということで驚いたのですが、これは別に特支でなくても、どこでもあったら良いと思うのですが、実際授業で使われるときは、先生が先生の機器で使われるのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 特支に限らず、小・中・高校で使われている教科書にも、QRコードが掲載されているものがたくさん出てきています。ですので、一般の小・中・高校でも活用されていると思うのですが、とりわけ肢体不自由であるとか病弱というのは、生活経験が少なかったりとか、移動が難しかったりということで、このQRコードを用いた動画、又は画像、音声等を活用することで学習の幅が広がると考えております。

使用の方法としては、自ら家庭に帰って復習をすることも可能だろうと思いますけども、タブレット等を今、学校で活用していますので、基本的にはタブレットを想定しています。

志々田委員： 特別支援学校の同じ障害種の学校同士が集まって、一緒に選定を行うというのは、とても良いことだと思います。

そのようなことを、県立の中・高校でもできないかなと思います。それぞれの学校が特色があるので、そういう意味ではなかなか難しいのかなとも思ったりはするのですが、是非そういう、お互いの教科書を挟んだ先生方の交流とか、授業の狙いの検討等が、ほかの学校でもできると良いなと思いました。その方が多分授業準備であるとか、そういうところのアイデアを、その場で交換し合ったりできて、良い交流だと思いましたので、是非検討してみてもらえると嬉しいです。

三浦特別支援教育課長： こうなった経緯は、肢体不自由、また聴覚障害の学校が、それぞれの学校で教科書を選定していた時代にも、ある程度似通った教科書、共通する教科書を選ばれることが多かったということもあって、それならもっと連携して、専門性の高い人たちが集まって選べば、もっと良いものを選べるのではないかとということで、こうなっております。

ただ、一つ懸念されるのは、各校の特色が失われる可能性があるのですが、本当に100%これが望ましいかということ少し異論がありますけども、広島県の場合は、この肢体不自由、聴覚障害の学校については、今こういう形でやっています。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議5 令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

### について

平川教育長： 続きまして、報告・協議5、令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、本年度の採択日程についてです。4月の教育委員会会議において、令和2年度に使用する教科用図書の採択の基本方針を決定いただきました。それに基づき、教育委員会事務局において、現行学習指導要領に対応した教科書について選定方針を示した選定資料を作成し、各県立学校に教科書の調査研究及び選定作業を進めてまいりました。

資料の2ページを御覧ください。各県立高等学校においては、教科書の調査研究とともに選定作業を行っております。その選定作業においては、平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の趣旨を踏まえて行っております。

資料の1, 2にお示ししたとおり, 各県立高等学校においては公正確保を保つため, 教科書選定会議等を設置し, 管理職, 教務主任を中心とした会議を開催して, 教科書の選定を行っております。また, 3にお示ししたとおり, P T Aなどから意見を聞くなどの取組を全ての学校において行っているところでございます。

続いて, 3ページを御覧ください。教育委員会事務局が行っております点検・指導について御説明いたします。

大きく2点について, 現在, 点検・指導を行っております。

まず, 「(1) 教育課程と選定教科書との整合性について」は, 各県立高等学校が提出した教育課程と選定理由書とを照合し, 教育課程と教科書に齟齬が生じていないか, 整合性を確認しているところでございます。

次に, 「(2) 採択申請された教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性について」は, 十分に教科書の調査研究が行われているか否かを選定理由書により確認し, 不明な点は聞取りを行っており, 全ての学校で複数の教科書を比較しながら調査研究が行われていることを確認しているところでございます。

今後の予定につきましては, 8月末に県教育委員会が教科書採択を行い, 9月上旬の教育委員会会議において採択結果を御報告させていただく予定としております。

次に, 県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明いたします。資料につきましては4ページ以降になっております。

特別支援学校においても採択基本方針に基づき, 各校において適正かつ公正な教科用図書選定を行うよう, 5月16日に教務主任研修を実施し, 教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導したところでございます。

資料4ページには, 選定に当たっての障害種別の観点をお示ししております。

なお, 高等学校に準ずる教育課程を編成している学校では, 高等学校と同様に, 教科用図書選定資料を参考に, また, 知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校においては, 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書選定資料を参考にしております。

次に, 資料5ページを御覧ください。令和2年度に特別支援学校高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものになっております。7月26日までに各校から提出された選定理由書等の点検と指導を行っております。差替の必要な学校には再検討するよう指示したところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして, 御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員: 最後に申されました, 「差替が必要な学校についてはその指導を」というのは, どういうことですか。

三浦特別支援教育課長: 学校が選定した教科用図書を教育委員会の方でしっかり確認させていただいたところ, 高等部1年, 2年, 3年と選んだ中で, 3年生のものが, 1, 2年生のものとして選んだ教科書よりも内容的に易し過ぎるのではないかというようなことがあった場合, もう一度, 学校でよく検討してみてくださいと返しているということでございます。

中村委員: 中にはそういう事例もあると。

竹志高校教育指導課長: はい。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。